

## 福島第一原子力発電所 サブドレン・地下水ドレン浄化水の詳細分析結果

単位: Bq/L

	一時貯水タンクA (サンプルタンクA)		一時貯水タンクB (サンプルタンクB)		一時貯水タンクC (サンプルタンクC)		一時貯水タンクD (サンプルタンクD)		運用目標	告示濃度 限度 <sup>1</sup>	WHO飲料水 水質 ガイドライン
	東京電力	第三者機関	東京電力	第三者機関	東京電力	第三者機関	東京電力	第三者機関			
採取日											
採取時刻											
セシウム134									1	60	10
セシウム137									1	90	10
全アルファ									-		
全ベータ									3(1) <sup>(注)</sup>		
トリチウム									1,500	60,000	10,000
ストロンチウム90									-	30	10

単位: Bq/L

	一時貯水タンクE (サンプルタンクE)		一時貯水タンクF (サンプルタンクF)		一時貯水タンクG (サンプルタンクG)		運用目標	告示濃度 限度 <sup>1</sup>	WHO飲料水 水質 ガイドライン	
	東京電力	第三者機関	東京電力	第三者機関	東京電力	第三者機関				
採取日					2016年2月1日	2016年2月1日				
採取時刻					8:40	8:40				
セシウム134					ND(0.0050)	ND(0.0055)		1	60	10
セシウム137					ND(0.0038)	0.0040		1	90	10
全アルファ					ND(2.6)	ND(2.8)		-		
全ベータ					ND(0.71)	ND(0.56)		3(1) <sup>(注)</sup>		
トリチウム					560	560		1,500	60,000	10,000
ストロンチウム90					ND(0.0014)	ND(0.0057)		-	30	10

\* 第三者機関: 日本分析センター

\* NDは検出限界値未満を表し、( )内に検出限界値を示す。

(注) 運用目標の全ベータについては、10日に1回程度の分析では、検出限界値を1 Bq/Lに下げて実施。

1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度

(別表第2第六欄: 周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm<sup>3</sup>の表記をBq/Lに換算した値を記載])